令和６年度　第１回　利根川水系渡良瀬川河川整備計画フォローアップ委員会
議事録

開 催 日：令和６年 10 月 31 日
開催場所：渡良瀬川河川事務所４階会議室

1. 開会

【事務局（関口）】それでは、時間になりましたので始めさせていただきたいと思います。

本日は大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます渡良瀬川河川事務所副所長の関口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

ここで記者の方にご連絡いたします。事前に記者発表資料でお知らせいたしましたとおり、この会議のカメラ撮りは冒頭までとなっております。また、既にお配りしております取材に当たっての注意事項に沿って取材をされ、議事の進行にご協力いただきますようどうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日の委員会は職員等による記録・撮影を行っていますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、ただいまより「利根川水系渡良瀬川河川整備計画フォローアップ委員会」を開始させていただきます。以後着座にて失礼いたします。

まず資料の確認をさせていただきます。お手元にクリップで留めている資料がございます。クリップを外していただきまして、上から順に議事次第、そして委員名簿、それと座席表、資料の右肩に「資料-1」と書いてございます委員会規則の案、資料２として委員会の運営要領の案、資料３としまして河川整備計画の点検について、資料 4-①、横向きの資料になります、利根川総合水系環境整備事業（渡良瀬川）環境整備の再評価に関する資料となります。また、同じタイトルで、今度は縦向きですが、資料 4-②という資料がございます。また、その他参考資料になります。参考資料としまして利根川水系渡良瀬川河川整備計画の概要の説明資料と本文もお配りをしております。

本日は Web 参加の委員の皆様もいらっしゃいます。Web 参加の委員の皆様には事前に資料の PDF データを送らせていただいております。本日会場の委員の皆様にはタブレットもご用意しております。適宜お使いいただきますようお願いいたします。

2. 挨拶

【事務局（関口）】それでは、議事次第に沿って進めていきたいと思います。

まず、議事次第の２「挨拶」に参ります。渡良瀬川河川事務所長の荒井よりご挨拶させていただきます。所長、よろしくお願いいたします。

【事務局（荒井）】皆様、おはようございます。渡良瀬川河川事務所の事務所長をしており

ます荒井でございます。どうぞよろしくお願いします。

本日はお忙しい中、利根川水系渡良瀬川河川整備計画フォローアップ委員会にご参加・ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、常日頃から渡良瀬川河川事務所が取り組む様々な事業・施策にご理解・ご協力、そしてお力添えを賜りまして、本当にありがとうございます。重ねてこの場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

やっと秋らしい気候になってきました。東京都心では 24 日、25.1℃という気温を記録しまして、これがどうも今年最後の夏日となりそうだということでございます。今年は 153 回夏日があり、今月に入っても 14 日間夏日があったということで、これは 1875 年、明治 8 年の統計以降最高記録を更新したという状況でございます。さらに、来週の 7 日、暦の上では立冬という形で冬が始まるという状態になっているところですけれども、先週の 23 日には宮崎県のほうで線状降水帯が発生するという状況があったり、今も台風第 21 号が沖縄のほうに接近している。これが週末には温帯低気圧に変わってこちらのほうにも天候を悪化させるような状況を引き起こすということで、気候変動の影響をすごく感じさせられる今日この頃になっているところでございます。

気候変動の影響を考慮した形、そして、流域治水の観点を踏まえたもの、こういう形で本年 7 月に利根川水系河川整備基本方針を渡良瀬川も含めまして見直し・変更がなされたところでございます。そして、本日は、平成 29 年 12 月に策定しました利根川水系渡良瀬川河川整備計画につきまして、策定後における流域の社会情勢の変化、地域の意向、事業の進捗状況や見通し並びに河川整備に関する新たな視点といったことを適切に反映できるよう適宜点検を行う。そして、点検を行うに当たっては学識経験を有する方々の意見を聞くなどして客観性の確保に努める。こういった目的を達成するために本日の委員会を開催させていただく運びでございます。

また、今回は渡良瀬川環境整備事業についてもご審議を頂きたいと考えてございます。国土交通省所管公共事業の再評価実施要領におきまして、河川整備計画の点検のため、学識経験者等から成る委員会などが設置されている場合、この委員会で審議を行って、その結果を整備局が設置している事業評価監視委員会に報告する、このような定めがございまして事業評価委員会に代わる審議を今回行わせていただく運びです。後ほど資料について詳細に説明をさせていただきますが、渡良瀬川環境整備の水辺整備の分野における渡良瀬川環境整備の継続箇所、そして足利市のかわまちづくりの新規箇所が対象となっているところでございます。限られた時間ではございますが、忌憚のないご意見を頂くとともに、ご審議を頂きますようよろしくお願いいたします。

私からの挨拶は以上になります。よろしくお願いします。

3. 委員等紹介

【事務局（関口）】続きまして、議事次第の 3、委員のご紹介をさせていただきたいと存じます。委員名簿の順にご紹介をいたします。

筑波大学、石井委員。本日はWeb参加となっております。
群馬大学、石川委員。
宇都宮大学、阪田委員。本日はWeb参加となっております。
群馬大学、清水委員。
足利大学、長尾委員。
下野新聞社、沼尾委員。
以上6名となります。
なお、オブザーバーとしまして栃木県及び群馬県のご担当者様にも Web から参加いただいております。よろしくお願いいたします。

4. 利根川水系渡良瀬川河川整備計画フォローアップ委員会　規則、運営要領の改定

【事務局（関口）】続きまして、議事次第の4に参ります。「利根川水系渡良瀬川河川整備計画フォローアップ委員会　規則、運営要領の改定」について事務局より説明させていただきます。福武流域治水課長、よろしくお願いいたします。

【事務局（福武）】本日資料の説明をさせていただきます福武と申します。よろしくお願いします。

それでは、右肩に「資料-1」と書いてあります「利根川水系渡良瀬川河川整備計画フォローアップ委員会規則（案）」をご覧ください。

第4条の事務局についてですが、令和5年4月に組織改正がありまして、渡良瀬川河川事務所の調査課が廃止され、流域治水課が新しく設置されました。そのため、事務局を流域治水課と変更させていただき、附則の施行期日を本日とさせていただきたいと考えております。

また、規則の改正に伴いまして資料-2をご覧ください。「利根川水系渡良瀬川河川整備計画フォローアップ委員会運営要領」についても、第1条、目的にあります規則の施行期日を本日に変更し、一番最後にあります附則の施行期日を本日とさせていただきたいと考えております。

説明は以上になります。

【事務局（関口）】ただいま説明のありました規則、運営要領の改定に関しましてご質問・ご意見等がございましたらよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、こちらの規則等に則って進めさせていただきたいと存じます。

5. 委員長選出

【事務局（関口）】続きまして、議事次第の5に参ります。「委員長選出」でございます。委員長選出につきましては、委員会規則第3条6におきまして、委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定めることとなっております。委員の皆様、どなたか委員長をお引き受

けいただける方、あるいはご推薦していただける方がいらっしゃいましたらご発言をお願いいたします。

【清水委員】委員長といたしまして、渡良瀬川の治水問題、環境問題に非常にお詳しい足利大学の長尾先生にお願いしたいと思います。

【事務局（関口）】ありがとうございます。ただいま清水委員から長尾委員への委員長の推薦がございました。皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【事務局（関口）】異議なしとのことで特段の異議はございませんでしたので、長尾委員に委員長をお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、長尾委員長、左側の席のほうへご移動をよろしくお願いいたします。

6. 委員長挨拶

【事務局（関口）】それでは続きまして、議事次第の 6 番目、「委員長挨拶」としまして長尾委員長からご挨拶を頂きたく存じます。長尾委員長、よろしくお願いいたします。

【長尾委員長】ただいまご推薦いただきました足利大学の長尾と申します。この会の委員長を務めさせていただきます。

まず初めに、渡良瀬川の近隣に住んでいる住民として、渡良瀬川の防災でありますとか環境を常日頃地道に努力されている河川事務所の方々に感謝申し上げます。

それで、本会ですけれども、渡良瀬川の河川整備ということで、目に見えるところでありますと、このすぐ近くの中橋の架け替えが行われまして堤防が強化される見通しとなっております。あと、この少し上流側に環境整備ということで住民の方々が渡良瀬川に触れ合う場が用意されて整備されてきております。こういった整備ですけれども、貴重な税金を使って整備をしていくということになりますので、きちんとコスト意識を持って、なおかつ所定の性能を満たすように整備を進めてもらいたいということを常日頃思っておりますが、その辺きちんと進められているかどうか確認するというのがこのフォローアップ委員会の仕事ということになりますので、委員の皆様には様々な意見をこの場で言っていただいて事務所の施策に反映させていただければと思います。

ということで委員長としての挨拶を終了いたします。よろしくお願いいたします。

【事務局（関口）】ありがとうございました。

それでは、ご案内したとおり、記者の方のカメラ撮りはここまでとさせていただきます。

それでは、ここからは委員会規則に基づきまして以降の議事進行につきましては長尾委員長にお願いさせていただきます。長尾委員長、よろしくお願いいたします。

7. 議事

1） 利根川水系渡良瀬川河川整備計画の点検

【長尾委員長】それでは、議事次第に従いまして委員会を進めていきたいと思います。

続きましては、7 番、議事ということになります。

1）の「利根川水系渡良瀬川河川整備計画の点検」につきまして事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（福武）】事務局よりご説明させていただきます。

それでは、右上に「資料-3」とあります「利根川水系渡良瀬川河川整備計画の点検について」をご覧ください。

構成としましては、1、整備計画の点検について、2、流域の社会情勢の変化、3、地域の意向、4、事業の進捗状況、5、事業の進捗の見通し、6、河川整備に関する新たな視点、7、河川整備計画の点検結果（案）という構成になっております。

1 ページをご覧ください。整備計画の点検について説明させていただきます。河川整備計画は、当面の具体的な河川整備に関する事項を定めたものであり、流域の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう、適宜その内容について点検を行い、必要に応じて変更するものとなっています。平成 29 年に策定した利根川水系渡良瀬川河川整備計画においても、計画対象期間をおおむね 30 年間としていますが、計画対象期間内であっても適宜、必要に応じて、見直しを行う旨の記載をしております。今回の点検も、点検の視点にありますように、1）流域の社会情勢の変化、2）地域の意向、3）事業の進捗状況、4）事業の進捗の見通し、5）河川整備に関する新たな視点の 5 つの視点で現河川整備計画の内容を点検しております。

2 ページをご覧ください。河川整備計画の点検及び変更の流れを示しています。現在は平成 29 年に策定された利根川水系渡良瀬川河川整備計画に基づいて事業を推進しているところです。渡良瀬川では今回が 3 回目の点検となりますが、河川整備計画の点検を実施し、点検の見直しの必要がなければ現計画に基づいて事業を実施していき、計画の見直しの必要があれば変更計画の検討等を進めていくことになります。点検に当たりましては、必要に応じて学識経験を有する者の意見を聞くなど、客観性の確保に努めることとされており、本日は点検結果についてご意見を頂きたいと思っております。

3 ページをご覧ください。これ以降は点検の内容になります。3 ページから 18 ページまでは、点検の 1 つ目の視点である流域の社会情勢の変化についてご説明させていただきます。まず、流域の概要です。渡良瀬川流域の地形、土地の利用、人口の推移について整理した資料ですが、大きな変化はないものと考えています。

4 ページをご覧ください。現状と課題を整理しております。現在の渡良瀬川では、堤防断面の不足や河道断面の不足している区間が多く残っていること、また、堤防の強度が不均一であることから浸透に対する安全性が不足する箇所があることから、現在堤防の整備や浸透対策等を実施しています。

5 ページをご覧ください。渡良瀬川上流部の河道は、洪水流量の減少や高水敷整備等の影響により澪筋が固定しつつあり、堤防に近接している箇所は局所的に洗掘が生じ、洪水時に護岸の崩壊や堤防の侵食を招くおそれがあります。さらに近年では、砂州の固定化に加えて

外来種のハリエンジュ等の侵入により河道内の樹林化が進行し、さらなる澪筋の固定化、局所的な洗掘が懸念されており、これらへの対策として中州の筋掘りなども実施しているところです。渡良瀬川に係る洪水調節施設については、昭和52年に草木ダムが完成し、効果を発揮しております。

6ページをご覧ください。左側、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題になります。渡良瀬川の水利用の状況としては、農業用水、水道用水、工業用水、発電用水として利用されています。

続きまして、右側の河川環境の整備と保全に関する現状と課題です。渡良瀬川の水質は、BODで評価すると、全地点でおおむね環境基準を満足しています。草木ダムのダム湖の水質においてもCODは環境基準を満足しており、選択取水設備、曝気循環設備等を設置し、ダム下流河川及びダム貯水池の水質保全対策を実施しています。

7ページをご覧ください。左側の自然環境については、上流部のハリエンジュなどによる樹林化の進行が引き続きの課題となっています。右側の河川空間の利用、景観については、今後も魅力ある水辺空間の整備等を進めていくことが期待され、渡良瀬川とともに育んできた地域の歴史、文化等や周辺の田園風景等とも融和した多様な河川景観の保全・継承が望まれています。

8ページをご覧ください。続きまして、河川維持管理の現状と課題です。渡良瀬川においては、セイヨウカラシナの堤防への影響が懸念されており、堤防除草や点検、巡視などにより異常・損傷箇所の早期発見に努め、補修等を引き続き行っていく必要があります。また、水門、樋門、樋管、排水機場、堰などの施設の機能を確保するため、定期的な点検、維持補修等も行っています。

9ページをご覧ください。許可工作物や雨量・水位観測施設の維持管理、水質事故等についても引き続き適切な対応を行っていく必要があります。

10ページをご覧ください。今後取り組むべき課題を整理したものです。左側は平成27年9月の関東・東北豪雨で明らかとなった課題、右側は令和元年東日本台風や気候変動の影響による課題を整理しております。特に令和元年東日本台風では国管理区間においては堤防の決壊による氾濫は発生しませんでしたが、支川秋山川などの県管理区間においては堤防の決壊により大きな被害が生じました。また、下流域は渡良瀬川において高水位が長時間継続したこともあり、内水氾濫が発生しました。

このような状況を踏まえ、上下流や本支川のバランスを図りながら河川整備を進めるとともに、あらゆる関係者による流域における対策も必要となっております。また、気候変動の影響による課題についても、近年時間50mmを超えるような短時間強雨や総雨量が数百mmから 1,000mm を超えるような大雨が発生し、全国各地で毎年のように甚大な水害が発生しています。さらに、地球温暖化に伴う気候変動の影響により今後さらに大雨や短時間強雨の発生頻度、大雨による降水量などが増大すると予想されています。これにより施設の能力を上回る外力により水災害が発生する懸念が高まっています。このため、気候変動に伴う水災

害の頻発化・激甚化など、様々な事象を想定し、対策を進めていくことが必要となっております。

11 ページをご覧ください。ネイチャーポジティブなどの世界的な潮流を踏まえた課題となります。令和 6 年 2 月より生物の生息・生育・繁殖の場としてもふさわしい河川整備及び流域全体としての生態系ネットワークのあり方検討会において、今後の河川整備等の在り方について検討が進められ、令和 6 年 5 月には提言が取りまとめられました。提言では、水災害の激甚化・頻発化への対応が喫緊の課題となる中、治水対策が定量的な目標を設定するのと同様に、河川環境についても定量的な目標を設定して、関係者が共通認識の下で取り組むことや河川内の治水対策を一層推進するとともに、流域のあらゆる関係者との協働による流域治水が進められているのと同様に、流域と一体となって生態系ネットワークを構築していくことが重要であるとの認識の下、河川における取組と流域における取組の両面から今後の河川整備等の在り方についての提言が示されており、今後、渡良瀬川では、本提言を踏まえ、ネイチャーポジティブを実現する川づくりを進めていきます。

12 ページをご覧ください。河川改修の経緯になります。近年では、平成 29 年に河川整備計画を策定し、今年、令和 6 年 7 月には利根川水系河川整備基本方針が変更となっております。

13 ページをご覧ください。こちらが今年、令和 6 年 7 月に変更になりました利根川水系河川整備基本方針の概要です。気候変動による降雨量の増加等を考慮し、基準地点である高津戸地点において基本高水のピーク流量を、既定計画では 4,600 ㎥/s であったものを 5,000 ㎥/s と設定し、洪水調節施設等による洪水調節流量を 1,100 ㎥/s から 2,200 ㎥/s に計画を見直ししています。

14 ページをご覧ください。過去の洪水等による災害の発生の状況です。近年では、令和元年東日本台風の豪雨により洪水が発生し、内水氾濫による被害が発生しましたが、草木ダムの洪水調節の効果もあり、外水氾濫による被害は発生していません。

15 ページをご覧ください。令和元年東日本台風についてです。令和元年東日本台風における国管理区間の被害については、堤防の決壊などによる氾濫被害は生じていませんが、河岸侵食や護岸の損傷が発生しました。

16 ページをご覧ください。洪水の発生状況です。下のグラフ、高津戸水位流量観測所における年間最大流量については、全期間を同じ条件で比較するため、草木ダム完成以降はダムがないと仮定した場合の流量となっております。令和元年東日本台風による洪水が昭和 52 年 3 月の草木ダム完成後において最大の洪水となっております。

17 ページをご覧ください。渇水の発生状況です。渡良瀬川では、昭和 62 年～令和 5 年の 37 年間に概ね 2～3 年に 1 回の割合で 17 回の取水制限が実施されました。取水制限等の渇水調整が行われるような状態になった場合には、渡良瀬川利水者懇談会や渡良瀬川水利使用調整連絡協議会を開催し、取水の状況や流況の見通しなどの情報交換を行っております。

18 ページをご覧ください。水質の状況です。BOD で評価すると、近年では環境基準を達成

しています。点検の 1 つ目の視点である流域の社会情勢の変化については以上となります。

19 ページをご覧ください。続きまして、点検の 2 つ目の視点である地域の意向についてです。こちらは自治体や期成同盟会等からの主な要望事項となります。主に堤防等の早期整備、河川環境の整備、継続的な河川管理に関する要望が寄せられております。

20 ページをご覧ください。点検の 3 つ目の視点である事業の進捗状況についてです。20 ページから 33 ページまでが河川整備計画に位置づけられております事業の進捗状況を示しております。地図上に灰色で表示しておりますのが整備済みの箇所になります。左下の表が河川整備計画に位置づけられている整備予定に対する進捗を整理したものになります。現在、下流部の堤防整備を中心に着実に整備を行っている状況です。

21 ページをご覧ください。21 ページ、22 ページで治水に関する項目の進捗状況を整理しております。

21 ページ左側は堤防の整備の状況です。堤防整備は下流側から順次進めており、支川秋山川は整備が完了しております。右側は河道掘削の状況です。堤防整備に合わせて実施しております。

22 ページをご覧ください。左側は橋梁架け替えの状況です。渡良瀬川の中橋については、令 4 年度に工事着手し、整備を進めています。中橋架替事業については令和 10 年春に完成予定となっておりますが、令和 8 年度には堤防かさ上げの工事が終わり、治水安全度が向上する予定です。浸透・侵食対策についても実施をしております。

23 ページをご覧ください。23 ページ、24 ページは環境に関する項目の進捗状況となります。自然環境の保全と再生については、上流部では試験施工を実施し、ハリエンジュが再生しづらい伐採手法等を検討しております。引き続きハリエンジュなどの外来植生の繁茂抑制に努めて参ります。

24 ページをご覧ください。人と河川との豊かなふれあいの確保に関する整備になります。詳細は 2 つ目の議事、渡良瀬川環境整備の事業再評価でご説明しますが、足利市の足利地区、岩井地区、五十部地区で水辺整備を実施しており、五十部地区は都市・地域再生等利用区域に指定し、河川空間のオープン化を図っています。現在、まちなかにおける憩いの場の創出に向けて足利市が事業主体となり、官民連携による事業を実施しています。

25 ページをご覧ください。25 ページから 27 ページは維持管理に関する項目の進捗状況です。堤防、河道、水門、排水機場等の維持管理を実施しています。上流部でのイノシシによる堤防の掘り起こしの対策として、補強ネットをのり面に設置するなどの対策を進めております。

26 ページをご覧ください。ダムの維持管理、許可工作物の機能の維持、不法工作物や不法行為に対する監督・指導、観測等の充実、洪水予報、水防警報等の発表、堤防の決壊時等の復旧対策も実施しております。

27 ページをご覧ください。水害リスク評価、水害リスク情報の共有、河川等における基礎的な調査・研究、洪水氾濫に備えた社会全体での対応も実施しております。小学校での出

前講座なども開催しており、マイ・タイムラインの普及など、防災意識向上を引き続き図っていきたいと考えております。河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項については、流水の正常な機能を維持するために必要な流量を定めた地点等において必要な流量を確保するため、流域の雨量、河川流量及び取水量等を監視し、縦断的な流量変化を考慮した低水管理を実施しております。

28 ページをご覧ください。河川環境の整備と保全に関する事項については、水質の保全、自然環境の保全、河川空間の適正な利用にも取り組んでいます。

29 ページをご覧ください。水面の適正な利用、景観の保全、環境教育の推進、不法投棄対策についても引き続き実施して参ります。

30 ページをご覧ください。上段が事業着手時の流下能力図、下段が令和 7 年 3 月時点での予定での流下能力図となります。堤防整備が進み、下流部、図では右側となりますが、流下能力が向上しています。中流部から上流にかけては流下能力が不足する箇所が残っております。

31 ページをご覧ください。効果事例として支川旗川の堤防整備、侵食対策の状況を示しております。事業の進捗により渡良瀬川左岸流域の浸水被害の防止を図ることができます。

32 ページをご覧ください。効果事例として渡良瀬川下流の堤防整備の状況を示しております。令和元年東日本台風では、豪雨が集中した秋山川、旗川流域からの洪水の合流により渡良瀬川下流部水位が上昇し、藤岡水位流量観測所では計画高水位に迫る水位を記録しました。堤防の必要な高さや幅が不足する弱小堤防区間の早急な対策のため、堤防強化による河川改修を実施しました。事業の進捗により栃木県栃木市、佐野市等の市街地の浸水被害の防止を図ることができます。

33 ページをご覧ください。河川環境の整備の効果事例として足利市のかわまちづくりと連携した水辺整備の状況を示しています。右岸側の岩井地区の整備を行うことにより、左右岸を会場としたスポーツ大会等が多く開催されています。これによりスポーツレクリエーションの拠点としてにぎわいの輪が広がるとともに、岩井地区全体の利用促進につながり、さらなる地域の活性化が期待されています。

34 ページをご覧ください。点検の 4 つ目の視点である事業の進捗の見通し、当面の整備の予定についてです。下流部より量的整備を進めるとともに、ネック箇所である中橋部分の改修を進めて参ります。また、新たに足利市かわまちづくりと連携し、環境整備事業として水辺整備を進めて参ります。水辺整備については、2 つ目の議事、渡良瀬川環境整備の事業再評価でご説明します。

35 ページをご覧ください。コスト縮減の取組についてです。建設発生土の有効活用を行い、コスト縮減を図っています。

36 ページをご覧ください。点検の 5 つ目の視点である河川整備に関する新たな視点、気候変動への取組についてです。河川整備に関する新たな視点として気候変動への取組を記載しています。13 ページでご説明しましたが、令和 3 年 4 月の気候変動を踏まえた治水計

画のあり方の提言を受け、令和 6 年 7 月には利根川水系河川整備基本方針が変更されました。

37 ページをご覧ください。37 ページから 40 ページは流域治水プロジェクトについてです。令和 2 年 7 月の社会資本整備審議会の答申、気候変動を踏まえた水災害対策のあり方において、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で対応する流域治水への転換を進めることが示され、各種取組を実施しております。

38 ページをご覧ください。渡良瀬川においても、国の機関に加え、県、市町、鉄道事業者等の関係者による渡良瀬川流域治水協議会を立ち上げ、流域治水に関する取組状況や対策事例の共有等を実施してきています。協議会において合意した取組内容を取りまとめ、渡良瀬川流域治水プロジェクトを令和 3 年 3 月に策定・公表しました。その後、令和 6 年 3 月には気候変動の影響により治水安全度が目減りすることを踏まえ、必要な取組を反映した流域治水プロジェクト 2.0 に更新しております。

39 ページをご覧ください。渡良瀬川流域治水プロジェクトでは、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの取組も推進しています。

40 ページには渡良瀬川流域治水プロジェクトの具体的な取組内容を掲載しております。

41 ページをご覧ください。国土交通省では、土地利用や住まい方の工夫の検討及び水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの検討など、流域治水の取組を推進することを目的として、発生頻度が高い降雨規模の場合に想定される浸水範囲や浸水深を明らかにするため、多段階の浸水想定図及び水害リスクマップを順次作成・公表しています。

42 ページをご覧ください。今回の点検結果の案になります。平成 29 年 12 月に河川整備計画を策定し、令和 2 年 11 月、令和 4 年 11 月に点検を行い、現在、平成 29 年に策定された河川整備計画に基づいて事業を推進しているところです。今回の点検では、流域の社会情勢に大きな変化がないこと、河川整備計画に基づき着実に事業を実施している状況であること、新たな視点として気候変動の考慮が必要であること、地域より引き続きの事業実施の要望が寄せられていることなどを勘案し、点検結果としましては、引き続き河川整備計画に基づき事業を実施し、環境に配慮しながら早期に目標とする治水安全度の達成に向け整備を加速していく。気候変動による降雨量の増加などを考慮した治水計画の見直しを検討していく。気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、流域内の関係機関との連携を図り、流域全体での取組を促進していく。豊かな自然を再生するとともに、安全かつ容易に触れ合うことができる水辺空間の確保に関する整備を継続していくこととし、現在の河川整備計画の目標達成に向け、予定されている整備メニューを着実に実施していくとともに、治水計画の見直しも検討して参りたいと考えております。

以上が渡良瀬川の河川整備計画の点検についての説明となります。

【長尾委員長】説明ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

【清水委員】ご説明ありがとうございました。整備計画の点検ということで随時いろいろな事業を進められていることが確認できました。一方で、令和元年洪水のとき、非常に大きい出水だったということで、渡良瀬川の上流、足尾等ではそれほどのすごい雨ではなかった。と言いながらも草木ダムは事前に放流してかなりの効果を上げているのですが、一方で、下流の秋山川等の氾濫被害，また，渡良瀬川下流の藤岡で HWL を越えたということについては今後の整備としてどのような対応を考えられているのかということをもう少し説明をお願いします．もう 1 つは、令和元年洪水を受けて、さらには気候変動の基本方針改定を受けて，計画規模の洪水が大きくなっていく中で、上流側に貯留という役割をかなり期待しなければならないと思います．渡良瀬川に限らず多くの水系でそういう状況になっています。ぜひ，そういった中でも上流の理解，また，中・下流との連携、上中下流交流というのですか、そういったものを進めて頂きたいと思います．下流のため，中流のためと、あるいは上流のため、それぞれの治水の役割を明確にしながら日頃からうまく付き合っていけるような関係を築いていってほしいと思います．その辺についてはどのようなことを考えられているのか、が 2 点目です。

さらに、3 点目は、令和元年洪水を受けてかなり、本川ではありませんけれども、秋山川とか旗川とか支川系で溢れる、あるいは内水・外水、浸水するということがありました。地域の水害を受けた中で、水害を受けた地域だからこそ展開できるような流域治水の取組が渡良瀬川から発信できると思います．今、流域治水の取組として全国でいろいろな良い例を挙げて、各河川がそれを勉強している、ぜひ水害経験をされた中でどのように流域治水が地域で展開できるかの良い事例を、これは進捗に応じてぜひ情報を発信していってほしいという要望になります。事例があれば紹介していただくとともに、今後の展開だと思うのですが、その辺についてはぜひ良い流域治水の事例を発信してほしいと思います。

以上 3 点です。

【事務局（荒井)】ご意見等々ありがとうございます。

まず 1 つ目の令和元年の出水を受けて下流域はどういう対応を施していくかというところなのですけれども、今の状況としては水を流す断面を広げるという形で、秋山川は令和 2 年に完了しているのですけれども、引堤をしたり、堤防そのものを拡幅したり、河道掘削をしたりという形で、上から流れてくる水を受け入れられるような形づくりをしっかりと進めているところでございます。

2 つ目の上流域における貯留等の対策の効果についても、流域治水の取組と多少一緒になるところはあるのですけれども、川に水が入ってくる前に、浸透であったり、保水であったり、貯留であったり、そういった形でのあらゆる施設を総動員して、川に負荷がかかる前に時間差をする、流域に降った雨が川に流れてきて川がピークを迎えるというところに一緒に水が入ってきてしまうという作用を行わないように、そういった貯水だとか浸透だとか保水だとかという機能を使うだとか、今ある治水に関わる施設ではないものも治水に対して効果を生み出せないかという検討、こういったことも進めていくということを考えてい

ます。流域治水プロジェクト2.0の中でも、氾濫を防ぐ、そして被害対象を減少させる、被害の軽減、早期の復旧・復興を図る、こういう取組をそれぞれ前面に出して具体的なメニューを定めて取組を進めているところですので、これらを通じて上下流の連携、情報共有もしていこうと考えているところでございます。

3つ目も一緒になってしまうのですけれども、先ほど申し上げました流域治水プロジェクト2.0の取組をしっかり、今、旗川のほうでやはり令和元年に大きな被害を受けまして、ここで特定都市河川指定制度といったものを考えながら対応をしていこうかと今模索しているところでございます。

【長尾委員長】今の清水委員の質問に関連して、令和元年東日本台風のときに洪水が溢れたところの河川としては県管理区間のところも非常に多かったと思うのですけれども、河川は1本なのですけれども、整備するところが国だったり県だったりするわけなのですけれども、そこの連携は整備の進捗に応じてきちんと確保されているのでしょうか。その辺も少し状況を説明していただければと思います。

【事務局（荒井）】指定区間、いわゆる県が管理する区間に関しても国の直轄区間同様に河川整備計画等も策定されています。そういう計画に基づいて整備を進めていくということもあるのですけれども、清水委員からも話があったように、下流の器をしっかり確保しておかないと、やはり上で降った雨を受け入れる形が取れませんので、そういったところは県区間と国のほうでもきちんと連携を図って対応をしているところでございます。

【長尾委員長】今後ともきちんと連携をして整備を進めていただければと思います。

【沼尾委員】今の質問に関連することなのですが、私が住んでいる足利市内の地区のハザードマップ上では浸水想定区域に指定されていまして、何より令和元年の台風では足利市内でも残念ながらお亡くなりになった方がいらっしゃるという中で、住民の視点でお聞きしたいのは、これだけいろいろな対策、整備を進められていますが、激甚化がどんどん進んでいますので、整備も際限がないかもしれませんが、そんな中でこの整備が完了すれば、今計画されている整備が完了することによって、少なくとも令和元年の水害と同規模のものが仮に発生した場合でも十分もうそのような悲劇というか、被害が防止できるのかどうなのかというのがやはり住民の方にとってはすごく関心事だと思っていますので、なかなかいろいろな想定で難しい部分もあるかもしれませんが、その点についてはどのようにお考えでしょうか、ぜひお聞きできればと思います。

【事務局（荒井）】河川整備計画におきましては、当面30年～40年に起こり得る洪水というか、出水を対象として、大体30年間ぐらいの期間を持って整備を進めているところでございます。では、その整備が終わったら令和元年の出水は防げるのかというところなのですけれども、令和元年台風では渡良瀬川本川の上流域は大きな被害を被ることはなく大きな水位上昇も無かった。しかしながら、旗川とか秋山川といった流域のほうには線状降水帯の影響で結構な雨が上流域では降りました。そのような形で雨の降り方に応じても変わって

くるというところがございますので、一概にこの整備計画で対象とする箇所が全て終了すれば大丈夫なのかというところは申し上げることはなかなか難しいのですけれども、今の想定でいきますと、直轄区間では河道内で溢れずに流すことができるという形にはなっております。ただ、流域治水の観点も併せて進めていかなければなりませんので、そういうところではよりスピーディーに確実にそういった被害を軽減させて、住民の命、暮らし、そして安全安心を確保するということにしっかりと努めていきたいと考えています。

【石川委員】石川です。環境整備については次のところで議論したほうが良いのかなと思うのですが、関連性があるところだけまずお伺いしたいのですけれども、端的に言って、最近ようやく環境省が騒ぎ始めたネイチャーポジティブ、これは国土交通省のほとんどの事業に大きな影響というか、協力が要請される部分だと思いますけれども、河道掘削とかダムとか大規模な土地改変は表面的にはネイチャーポジティブに全く反することを大規模に行っていることになるわけです。それを両立させなければいけないということになると、具体的な前例とか具体的な計画がないとまずできないと思います。だから、生態学の業界でも頭を抱えているところですけれども、まずはこの整備計画の中でも、事前の説明のときに言いましたけれども、掘れば良いという考え方では駄目だと思うのです。結局、素人目に見ても、この基本高水を変えるということは全部下流に流すことですから下流は溢れ返ると思います。下流はそれでどうするのか分かりませんけれども。

もう 1 つは、気候変動の影響で最もシミュレーションできていないのがおっしゃるとおり降水のパターンなのです。もうそういう目に遭っているわけです。都市型の大雨がどんどん降っても、それは上流では全く対応できない話なので、下流でまとまった雨が頻繁に降るようになっている中で基本高水を変更して大量の水を流すと、上流は楽になりますけれども、下流はどうするのかというのが素人目によく分からないので、これはほかの所管の委員会とも協議して、全ての水源から河口まで整合性の取れる計画にならないとおかしいだろうと、素人ですけれども、申し上げました。

その中で清水委員からも意見がありましたけれども、やはりところどころで流水が下りていくスピードを落とすしかないのではないかと。具体的には遊水地とか霞堤とか、そういったものを上流、中流、下流もある程度必要だと思いますけれども、それぞれ分担して作る必要があるのではないか。これはちゃんと自然再生とかネイチャーポジティブにつながる先例が大きいのが渡良瀬遊水地とかありますよね。だから、そういう先例、実績があるところをどう実現していくかという計画がここには全く見えていないので、これは見直しなので課題としてお預けしますので、具体的な計画を立てていただきたいというのが全体的な意見というか、要請です。

その中で「河川環境の定量目標に用いる指標」というところに指標が入っていないのですよね。面積は指標にはなりません。中身です。質です。ですから、例えば在来の種数が現状維持されたのか、減ったのか、あるいは増えたのか、外来種が減ったのか・増えたのかとい

う質を問わないとネイチャーポジティブにならないと思うので、だから、質を書き加えていただきたい。これはモニタリングを行うのに非常に重要な指標なのでお願いしたいと思います。取りあえず要請という形です。
【長尾委員長】事務局から回答はございますでしょうか。
【事務局（荒井）】ご意見ありがとうございます。ネイチャーポジティブの関係に関しては本点検資料の 11 ページに記載がございまして、ネイチャーポジティブ、自然生態系の損失といったものを食い止めて回復させていくということで、生態系の損失に伴うリスクについてしっかりと向き合って、石川委員のほうからご指摘がありましたとおり、明確な目標をしっかりと掲げて取組を展開していこうかと考えております。今、我々は多自然川づくりに関して一層の推進を図っているのですけれども、昨今の気候変動による影響であったり、あと、河川管理施設も相当老朽化が進んでおります。また、それらを改修とか整備・点検していく生産年齢人口も減ってきている。こういう状況ともしっかりと照らし合わせながら、もう人が減っているのだから、企業であったり住民であったり、そういった人たちの意識を変えていく、向上させていくだとか、そういったことも考えながら、今 DX も進んでいます。新しい技術、デジタル技術といったものも活用しながらうまく目標設定をして、委員からご指摘があった、今、面積とか箇所数とか延長とかそういう指標ではなく、在来だとか外来種の増減といったものを目標に据えるということが明確なのではないかというご意見も頂きました。そういったものも検討しながら進めていきたいと考えます。ありがとうございます。
【石川委員】もう 1 点追加でいいですか。先ほどの上流、中流、下流、くまなく対応が必要なのではないかという意見の追加ですけれども、下流のところは上流がこれだけ苦労していることを全然知らない住民が多いですよね。時々遊びに来てくれる人はいるかもしれないけれども、多くは上流がこれだけ苦労して、多自然川づくりにしても下流の県民は来ませんよね。そのように下流は上流に対して全く無理解な状態のままで整備計画ができているというのが現状だと常々思っております。近年ツーリズムとかインバウンドとかいろいろな形でコロナ明け後の人の動きが経済振興になるし、情報の直接交流になるということで重視されておりますので、下流の住民を巻き込んだ形でのこういう活動とかネットワークづくりとか、あるいは下流の住民向けのイベントとか、これは群馬県でイベントを行うということになると、告知は県内だけでは駄目で、下流の都県へもちゃんと周知して、そこから人が来るような形で交流とか学習とかしていただかないと、もう上流がどんなに苦労しても、下流は自分たちの周りの環境だけ見て自分たちのために金を使っているようでは、国民的にも不平等ですし、税の使い方としても大問題だと思うのです。ぜひその辺、ほかの所管の部署と検討していただきたいと思います。
【事務局（荒井）】ありがとうございます。上下流の交流という観点では、下流の人たちに上流の状況を知ってもらうという取組に関しては、インフラツーリズムという取組とかも行ってございまして、例えば令和元年の出水の際に八ッ場ダムが試験湛水期間中であったのですけれども、大きな効果を、下流域に被害を及ぼさないという形で役立ったということ

をダムツアーのような感じでダムを見学しに行くときにそういう活躍をしているんだよという説明をしたりしています。また、渡良瀬川河川事務所の管内ですと、草木ダムのさらに上流に、砂防施設なのですけれども、足尾ダムがございます。やはり昭和22年のカスリーン台風のときに大きな被害を及ぼす要因となったところでは土砂の流出も原因の 1 つになっています。そういった土石流を防ぐダムを昭和30年に完成させまして洪水被害の軽減に役立っているんだよという説明もしておりまして、やはり下流域の人もそういうのを見に来ることによって初めて知りましたという意見も伺っておりますので、そういう機会をたくさん用意して、一層のPRといったことを進めていって上下流の交流、下流の人の意識向上を図っていきたいと思います。

【長尾委員長】今後ぜひとも環境整備が治水整備にもつながる、お互いに行き来できるような整備を考えていただければと思います。

Web参加の委員から質問はございますでしょうか。

では、石井委員、お願いします。

【石井委員】2つあって、1つは13ページのところで、今ずっと議論されていたところと関係すると思うのですけれども、河川整備基本方針が変更されて今後の話として河川整備計画のほうも変えていく、あるいは改善していくということになると思うのですけれども、これで上の図で高津戸より上流の洪水調節を増やすということですよね。これでいうと、1,100m^3/sぐらい余計にここで洪水調節をやっていくのだと方針でなっていて、これは結構な量だと思うのですけれども、さっき総動員で対応していくというお話があったと思うのですけれども、その中で一番ウエートが大きいのは何かお考えがあったら教えていただきたいということ、田んぼダムあるいは草木ダムの事前放流を強化するとかいろいろなやり方があると思うのですが、それが何かお考えがあったら教えていただきたいということ。

もう1つ、2つ目が、17ページで利水の話で、こうなっていますというのはよく分かったのですけれども、37年間で17回の取水制限が起きているというのを、これを評価しないといけないだろうなと思いました。37年で17回取水制限が起きているのだけれども、それがそこまで深刻ではないのだと言うべきなのか、あるいはこれは相当深刻なことで、通常農業用水や何かでも渇水年は10年に1回の渇水に対応して利水計画を立てていくので、2〜3年に1回の渇水というのはあまり普通の状態ではないですよね。ですから、これを評価した上で、それに対して現状どうで、例えば利水者懇談会で協議しながら対応していくと言うのか、あるいはこういうことが起きないように何か対応していくというのか、何か意見が必要になるのではないかなと思ったところです。

以上2点です。

【事務局（荒井）】ご質問ありがとうございます。

まず 13 ページの洪水調節関係の一番効果の大きいものという話だったのですけれども、一番効果の大きいものは何かというところまではまだ整理はできていないのですけれども、やはり既存施設を改良していくだとか、先ほど言った事前放流だとか運用といった見直し、

あとは流域の土地利用も1つは手段としてあるかなと。さらには雨水の貯留、浸透、保水といったもの、さらには上流に今霞堤という施設があるのですけれども、まだ機能したことはないと思うのですけれども、こういった遊水の施設というのですか、そういったものの活用、あらゆるものを総動員して対応するということを考えているところでございます。洪水調節流量が1,100m^3/sから2,200m^3/sに上がったというところもありますので、本当にいろいろなあらゆることを総動員して対応していこうというところが1つ目の回答になります。

2つ目の17ページのほうが、昭和62年から令和5年の37年間に大体2年に1回の割合で17回取水制限をかけていると。これは深刻なのか、どういう評価をしているのでしょうというところなのですけれども、これは特に深刻なものではないという考えでいます。17回の取水制限をかけているのも、先ほど申し上げましたとおり、取水の時期を迎えるときには、例えば冬場にどれだけ雪が降ったかというところで河川の流況なんかも変わってきます。なので、春先に水を取る前に利水者懇談会であったり水利使用調整連絡協議会を行っています。この中では利水をされる方から早め早めにこういった取水制限とかをかけてくれということを言われておりまして、そういう対応を図っているのが現状で、余裕を持った手段になっています。深刻なものというのは、平成8年のところを見ていただくと、農業用水で60%の取水制限をかけたことがありました。期間が58日という2か月ぐらい60%の取水制限をかけていました。それ以降、水道用水の給水制限までには至らなかったというところで、深刻だとは考えていないという発言です。実際に人々の生活に影響を及ぼす給水制限までかかっていないということがこれまでの実績から見られるので、とにかく関係者と早め早めの対応が取れるようにということを念頭に進めているところでございます。

【石井委員】よく分かりました。どうもありがとうございます。

【長尾委員長】阪田委員から何か質問はございますか。

【阪田委員】宇都宮大学の阪田です。資料のご説明ありがとうございました。

私からは、質問というよりはどちらかというと要望という感じのコメントをさせていただければと思いますが、これまでにもご意見が出ていたかと思いますけれども、関連しますけれども、流域治水の取組のところについて、関係者の連携が進んできて順調に行っていますというご説明を頂いて、とてもすばらしい取組が進んでいるなと感じました。さらに行っていただきたいなと思うところとして、流域に暮らしていらっしゃる住民の方々も巻き込んだ取組をさらに強化してほしいなと思います。どうしても国土交通省の立場だと、流域のハードの部分の整備だったり川づくりというところが中心にはなってくるとは思うのですけれども、それに加えて人づくりというところもぜひこの機会に注力していただければなと思っていまして、特に流域治水の場合はそういった人づくりの観点も重要なのではないかなと思います。

これまでのご議論の中で出てきた、例えばネイチャーポジティブの話とかも、環境学習とかと絡めていけば、住民の方とコミュニケーションをするときの取っかかりに活かせたりとか様々な工夫ができるところはあると思うので、流域治水の取組の中で様々なものを盛

り込みながら住民との関係性もしっかり構築できるように工夫していただければ、そうすると、避難計画とか、あと避難場所の確保とか、そちらも着実に進んでいますというご報告があったかと思いますが、これも作ったよというだけだと駄目というか、しっかり機能させないといけないと思いますので、そのためにはやはり住民の方とどれだけ情報共有が日頃からできているかとか、あとは大雨のときの緊急時にいかに円滑に情報共有をするかとか、最終的には住民の方の行動変容を促すとか、そういったところもこれから期待されるところかなと思いますので、そういうところにつながっていくような取組をぜひ工夫しながら盛り込んでいただけると、より良いのではないかなと思いました。

私からは以上です。

【事務局（荒井）】ありがとうございます。住民の皆様と一緒に心を１つに力を合わせて取り組んでいくような、巻き込むというよりは、しっかりと連携して対応を図っていきたいと思っておりまして、今いろいろソフト面において、こういう洪水が起こると、皆さんがお住まいになっている地域に水がどのぐらいの時間でどのぐらいの量が入ってきてしまうんだよという情報をいろいろな学習とか勉強会の機会なんかを通して周知・説明とかさせていただいたりして、タイムライン的なものをどこにどの時点で逃げたらいいのだろうということをみんなに考えてもらうような取組をしたり、あとは、そういう状況になるので、住まい方とか逃げ方といったものを工夫していくことを考えてほしいというお話をさせていただいたり、さらには、データ、デジタル化が進んでおりますので、スマートフォンなどみんなお持ちになっておられるので、情報をどのように収集したらいいかとか、そういったことのやり取りもいろいろな機会を通じて一緒にやらせていただいておりますので、そういったものをさらに充実させていきたいと思います。ありがとうございます。

【阪田委員】よろしくお願いします。

【石川委員】では、それに関連してよろしいですか。これも要望というか、どうお考えかという質問も含めますけれども、こういうケースでよくあるのが住民を巻き込んでというのが出てくるのですけれども、私は県所管の遊水地を巻き込まれた住民に頼まれて自然関係の管理とかをボランティアでやっているのですけれども、住民はもう限界です。高齢化で人口も減っています。どこでも上流県はそういうところは多いと思います。その一方で、そういう地域でも増えている流動人口がありまして、企業なのですよね。企業は法人というぐらいだから人格を持っているということは責任があるわけですから、国土交通省が直接企業に言うのは所管が違うのかもしれませんけれども、これから企業もそこに住む住民と扱って、責任を負わせる必要が出てきていると思います。という話を県所管のほうにはさせていただいております。

もう１つは、先ほどの続きになりますけれども、下流のほうがまだ比率的には若手が多いのだけれども、そういう方に限って上流には少し遊びに来るだけで、具体的な流域治水に関係した活動はされていないはずです。そういう方々にそれこそいろいろな現代的な手段を用いて、上流のほうの流域治水に参加していただく方法を考えていく必要があるのではな

いか。そうでないと、みんな地元の高齢化した人たちで頑張ろうといっても恐らくできないです。ぜひそういう視点もよろしくお願いします。
【事務局（荒井）】人口の減少というのは治水だけに限らず、全てのことに関係しますので、人が少なくなって、例えば水防活動というのも、昔は水防団の人とかがしっかりと水防活動とかをしていただけたのですけれども、最近は本当に人がいない。そういった水防団の活動をしておられた方たちがもう高齢化が進んできている。若手に引き継げない。こういう状態とかがありますので、やはりそういったときに石川委員が言われた企業の皆様に活躍していただくというところ、そういうのもしっかりと PR して、現状がこうなっているのだということをしっかりと説明して一緒に取り組んでいけるような仕組みづくりを考えていきたいと思います。ありがとうございます。

【沼尾委員】住民の視点というか、観点でもう 1 点追加でお聞きできればと思いまして、中橋の架け替えなのですけれども、事前にいろいろな住民説明会を何度も開いていただいて理解醸成にご尽力されたと受け止めております。ただ、実際に今全面通行止めに伴って大渋滞が朝や晩は発生しているという観点で不安に思っている方もいまだに多くいらっしゃるかなと思っておりまして、完成まではまだ時間がありますが、住民への理解醸成に向けてさらに、実際に工事がスタートしたという状況で目に見える状況になっていると思いますので、改めてそのような観点で住民への理解醸成に向けた取組をどのようなことをお考えなのか、お聞きできればと思います。
【事務局（荒井）】中橋についてでございますが、今の工事は令和 4 年 11 月から工事着手しまして、下流側に歩行者、自転車が通れるような橋の下部工事をこれまで進めてきたところでございます。この 10 月 1 日から中橋に関して自動車、そしてオートバイ、これらを通行止めにするという措置を施しました。その間、かなりの頻度で、住民の方々に栃木県さんと足利市さんと国との 3 者共同で行っている事業ですから、3 者で丁寧な説明を重ねてきまして、理解は結構されているのではないかなと思っているところでございます。というのは、10 月 1 日から通行止めにして、これまでの間、やはり周りを迂回するような道路とか渋滞するということも地元の人にはある程度理解をしていただけまして、地域の知り合いの方とかにお話を伺ったりすると、そういった事業を理解してくれていて、例えば渋滞に巻き込まれるから 10 分早く家を出ようとか、そういうことを心がけていただけているという話も伺っているところです。さらには、10 月 14 日には「ありがとう中橋！～いよいよ生まれ変わる中橋～」という中橋のイベントを開催させていただきました。参加者が 4,000 人を超えるほど非常に盛況でございまして、中橋へのお絵描きイベントも実施したのですけれども、そのお絵描きイベントでは開始 1 時間ぐらいで用意したチョークがなくなってしまって買い足しに行ったという、そのぐらい地元の方々のこの中橋に向けての思いがあるというのも感じられたところでございまして、しっかりとこれからも完成まで住民の皆様の理解促進、協力を得られるように取り組んでいきたいと考えています。

【沼尾委員】よろしくお願いします。

【長尾委員長】各委員から一通り意見が出そろったところですけれども、事業に関してこれはやめなさいという意見はなくて、気候変動とか環境の変化とかをしっかり把握して、それに対応するように整備を進めてくださいという意見かと思います。

ということで、資料 42 ページの点検結果（案）の事務局案になりますけれども、これで皆さんの意見として大丈夫ということでよろしいでしょうか。

（「結構です」の声あり）

【長尾委員長】それでは、点検結果につきましては 42 ページの案ということでまとめさせていただきます。

2） 事業再評価　利根川総合水系環境整備事業（渡良瀬川環境整備）

【長尾委員長】続いて、議事の 2）になりますけれども、利根川総合水系環境整備事業（渡良瀬川環境整備）の事業評価につきまして事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（福武）】それでは、右上に「資料-4-①」とあります「利根川総合水系環境整備事業（渡良瀬川環境整備）」の資料をご覧ください。

1 枚めくっていただきますと、目次となっています。資料の構成としては、1、事業を巡る社会情勢等の変化、2、事業の進捗状況と見込み等、3、事業の投資効果、4、コスト縮減等や代替案立案等の可能性、5、関係自治体等の意見、6、今後の対応方針（原案）となっております。

1 ページをご覧ください。初めに、今回の事業評価についてご説明します。利根川総合水系環境整備事業（渡良瀬川環境整備）につきましては、新たに整備箇所を追加したために事業評価を実施する必要が生じました。新規事業箇所の追加により総便益と総費用が変わったことにより、結果、B/C が変わっております。

2 ページをご覧ください。前回の令和 2 年度の再評価から変わった点としまして、総合水系環境整備事業では、令和 4 年度に実施する事業評価から事業計画の変更により、当該事業計画外の整備内容で個別完了箇所評価を実施した箇所については評価対象として計上しないものとしておりまして、変更前は全箇所を評価対象に B/C を算出していたものを、変更後は継続事業及び新規事業のみ計上、個別完了箇所評価を実施した箇所は評価対象として計上しないと令和 4 年度から運用を変更しています。今回の事業評価では、継続箇所が 1 箇所、新規箇所が 1 箇所の計 2 箇所が評価の対象となっています。

3 ページをご覧ください。事業を巡る社会情勢等の変化の（1）地域開発の状況です。河川整備計画の点検の流域の概要でもご説明しましたが、渡良瀬川流域の地形、土地利用、人口の推移については近年大きな変化はありません。

4 ページをご覧ください。地域の協力体制・関連事業との整合についてです。国土交通省では、河川空間を活かした地域のにぎわいの創出を目指す取組として平成 21 年にかわまちづくり支援制度を創設し、市町村等からの申請を受けて計画の登録を行い、ハード・ソフト

の両面から支援を行っています。五十部・岩井地区かわまちづくりでは、足利市五十部地区の国で整備したスペースを都市・地域再生等利用区域に指定し、足利市の公募により選定された民間事業者の施設整備・運営による河川空間のオープン化を進めており、わたらせリバープラザという公園施設が今年 12 月 1 日にグランドオープン予定となっております。令和 6 年 8 月に登録された足利市かわまちづくりでは、足利サイクルツーリズム推進事業における渡良瀬川の堤防等の活用として、国が側帯や管理用通路等を整備し、足利市が休憩施設や案内看板等を整備することで訪れるサイクリストの増加や市内回遊性の向上を図ることにより、周辺の地域資源、観光資源とも連携したさらなる活性化を目指しています。また、渡良瀬川上流特定構造物改築事業（中橋）では、中橋の架け替えを実施することにより治水安全度が向上するとともに、側道橋が自転車・歩行者専用となり、左右岸のアクセスが大幅に改善されることから、より一層魅力ある水辺空間の整備が求められます。

5 ページをご覧ください。河川環境等を取り巻く状況です。自然環境、水質、景観について取りまとめたものであり、河川整備計画の点検でご説明したものと同じ内容となっております。

6 ページをご覧ください。河川の利用状況です。こちらも河川整備計画の点検でも一部ご説明しましたが、堤防天端がサイクリングロードとして多くのサイクリストに利用されており、サイクリストの休憩場所や川とまちとの結節点となる拠点施設の整備が求められており、令和 6 年 8 月には足利市かわまちづくりの計画が登録されました。

7 ページをご覧ください。事業の進捗状況と見込み等の事業の目的と計画の概要になります。渡良瀬川の環境整備事業につきましては、水環境と水辺整備の 2 つの分野で事業を実施しております。水環境では、水質汚濁が進んでいた矢場川等において流域の関係者と一体となって浄化導水、河川浄化施設の整備等を組み合わせて実施し、水環境の改善を図りました。水辺整備では、地方公共団体や地元住民との連携の下、地域の活性化や河川での環境学習、自然体験活動等に資する水辺の整備、利活用計画等が作成された箇所において、活動目的に合わせて誰もが安全かつ容易に利用できるよう、まちづくりと一体となった魅力ある水辺空間の整備を実施しています。今回の事業評価では、継続箇所であるⅥ番の渡良瀬川環境整備と新規箇所であるⅦ番の足利市かわまちづくりが評価対象となります。

8 ページをご覧ください。事業の進捗状況（完了箇所）となります。平成 26 年に完了評価済みとなっており、今回の事業評価から評価対象として計上しない箇所となっております。

9 ページをご覧ください。事業の進捗状況（継続箇所）となります。水辺整備の渡良瀬川環境整備では、地域における水辺の交流拠点、ネットワークの形成として 3 地区で実施しております。足利地区は平成 17 年度に、岩井地区は令和元年度に整備を完了し、モニタリング調査も完了しております。岩井地区のモニタリング結果については、真ん中のグラフのとおり、平成 26 年の整備前と比較して平成 31 年の年間推計利用者数が増加しており、その後、令和 2 年・3 年は新型コロナウイルスの影響により利用者数が減少しましたが、令和 4

年からは増加傾向にあります。五十部地区は令和 4 年度に整備を完了し、令和 8 年度までモニタリング調査を実施します。五十部地区については都市・地域再生等利用区域に指定し、河川空間のオープン化が進められています。

10 ページをご覧ください。事業の見込み等（新規箇所）となります。令和 6 年 8 月に登録された足利市かわまちづくり計画に基づき、渡良瀬川堤防等を活用したサイクリング・散策のための環境整備として、休憩スポットや安全で快適なサイクリングロード・散策路としても利用可能な側帯整備や管理用通路整備等を令和 7 年度より実施します。

11 ページをご覧ください。事業の投資効果、費用対便益の算定方法です。仮想的市場評価法（CVM）というアンケート調査を用いて人々に支払意思額等を尋ねることで効果の価値を計測する手法を用いて便益を算定しています。

12 ページをご覧ください。渡良瀬川環境整備の費用便益分析になります。社会情勢等の大きな変化がないため、受益範囲は前回評価時を踏襲し、支払意思額も令和 2 年度評価時点の値を用いて費用便益比を算出しています。渡良瀬川環境整備の費用便益比は 1.1 となります。

13 ページをご覧ください。新規箇所である足利市かわまちづくりの費用便益分析になります。予備調査の結果より、来訪頻度の変化点が見られる 8km 圏を受益範囲として設定し、今回新たに実施したアンケート結果から得られた支払意思額の値を用いて費用便益比を算出しています。前のページの渡良瀬川環境整備と受益範囲が重複する部分がありますので、受益世帯数については重複部分の世帯数を案分して算出しております。足利市かわまちづくりの費用便益比は 10.5 となります。

14 ページをご覧ください。水系全体の費用便益分析になります。利根川総合水系環境整備事業全体の前回評価との比較になります。令和 6 年度の費用便益分析では、事業評価の運用の変更により、完了評価済みの箇所は水系の事業計画から除外することとなったため、継続箇所である渡良瀬川環境整備及び新規箇所である足利市かわまちづくりの 2 箇所で算定しています。令和 4 年度から総合水系環境整備事業の事業評価に係る運用が変更となり、評価対象箇所が異なるため、参考となります。

15 ページをご覧ください。水系全体の費用便益分析です。Ⅵ渡良瀬川環境整備の費用便益比は 1.1、Ⅶ足利市かわまちづくりの費用便益比は 10.5 となり、2 箇所の合計では 2.8 となっております。

16 ページをご覧ください。コスト縮減や代替案立案等の可能性についてです。盛土材は現場発生土の再利用によりコスト縮減を行っていきます。維持管理に当たっては地元自治体や市民との協働によりコスト縮減に努めます。

17 ページをご覧ください。関係自治体等の意見となります。栃木県から「本県南部の県境を流れる渡良瀬川は、足利市をはじめ沿川市街地にとって貴重な水辺空間となっています。渡良瀬川の環境整備は、にぎわいある良好な水辺空間の形成に資することから本事業の継続を要望します」とのご意見を頂いています。

18 ページをご覧ください。今後の対応方針の原案となります。(1) 事業の必要性に関する視点では、誰もが安全かつ容易に利用できる水辺空間の整備の必要性が高まっており、事業の投資効果では B/C が 2.8 と 1.0 を上回っています。(2) 事業の進捗状況・事業の進捗の見込みの視点では特に大きな支障はなく、社会情勢等の変化に留意しつつ、関係機関や地元関係者等との調整を十分に行い、事業を実施していきます。(3) コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点では、地元自治体や市民との協働による維持管理等、地域と連携しながら一層のコスト縮減に努めて参ります。以上をもって今後の対応方針の原案としましては、事業継続とし、当該事業は、河川空間を活用し、にぎわいの創出に寄与するものであり、事業の必要性・重要性は高く、渡良瀬川環境整備のモニタリングを継続し、足利市かわまちづくりを新規に実施することが妥当であると考えております。

資料-4-②を本日お配りしておりますが、こちらは、アンケートの調査の内容、CVM の調査結果、事業費等の根拠を取りまとめた資料となり、参考資料となります。

以上です。

【長尾委員長】説明ありがとうございました。

それでは、委員の先生から質問がございましたらお願いします。

【清水委員】途中で退席しますので先に述べさせていただきます。

いまご説明があったように、この環境整備事業というのは、環境と名がつくので、広く環境全般の議論をしたいという立場もあるのですが、この事業評価に関しては、従前から行っているものの継続事業と新規事業に対して，いかにこれが地域住民の方々あるいはこれを利用される方々の視点から有効であるかということを B/C をもって評価するということだと思います．そういう観点から見ますと、ともに 1.1 倍と 10.5 倍、B/C を上回っているということで、B/C 自身が良いかどうかのやり方は別として既定の手法なので、評価で見れば，両事業としての効果は非常にあるだろうと思いました。

特に足利市かわまちづくりでは支払意思額が 318 円と上回っています。この額が正しいかどうかではなくて、かわまちづくりが上回るというのは、相対的にこういった事業を進めることが、地域の住民あるいはそれを利用される方々がより望んでいるということが読み取れ，今後の事業の展開に活用していただければと思います．アンケート調査の内容を見せてもらいましたけれども、普通は、例えばこういうかわまちづくりで基盤ができた上にどんな建物が建ってどのようになるかという将来型の姿を見せながらアンケート調査をするのがありますが、ここではそういうものをあまり見せていないで、人たちに想像させながら調査しています．

以上から、この 2 件につきましては既定の評価に基づいて判断しますと事業の継続は妥当であると思います。

以上です。

【長尾委員長】ありがとうございます。

事務局から何か回答はございますでしょうか。

【事務局（荒井）】ありがとうございます。頂いたお話のとおり、しっかりと住民のニーズを読み取って対応していきたいと思います。

かわまちづくりのほうなのですけれども、やはりエリアを広域に定めておいて、大枠でこういうものを整備するというスポットしか当てておりませんので、これから整備を進めていく中でも、やはり利用者の方々とか関係機関ともしっかりと調整しながらそういった意見・要望なんかも反映したものが作り出されるように工夫していきたいと思います。ありがとうございます。

【長尾委員長】ほかの委員方から意見はございますでしょうか。

【石川委員】私は逆に、B/C に関しては現実的な経済過程なので、計算どおりであれば、経済現象としてどちらの費用も継続を認めることは当然だと思っております。ただ、逆にここの数字に出てこない部分は環境整備の観点からすると課題がたくさんあると思います。先ほどの継続になりますけれども、新規に工事を行ったところについては外来種の激増が危惧されますので、しっかりした管理計画を立てる必要があると思います。そこはまだ金が幾らとか書かないのですけれども、ここで B/C には表現されていないのだけれども、重要なところなので、ぜひお願いしたいと思います。

また、既存の部分は今回検討の対象にはなっていませんけれども、B/C という中には、先ほど申し上げたように、やはり住民の皆様、特に地元の住民の皆様から理解されていない重要な環境面が入っておりますので、そういう見えていない部分についてもしっかり計画を立てて、長期的な視点になりますけれども、実施をしていただきたい。具体的には渡良瀬川は実際には生物多様性という観点では本川より支川のほうが非常に重要な箇所が多くありますので、本川のみならず、特に矢場川、多々良川は従来よりご協力いただいている生物多様性の保全活動をより一層推進していただく方向でご検討いただきたいと思います。

もう 1 点は、秋山川は洪水があったりして河川改修は致し方なかったのですけれども、旗川については当研究室はまだ調査に入ったことがないので、水草を中心にどういう状況になっているか、もしデータがあれば教えていただいて、それでまた今後調査とか保全のご提案ができるかなと思います。

【事務局（荒井）】この B/C の算定に見えていない環境面の部分といいますか、こういったものもしっかりと評価、把握、確認して、管理計画が検討できるようにいろいろと考えていきたいと思っています。やはり石川委員から言われた生物多様性は支川のほうが多く含まれるのではないかというところがありまして、我々が持っている秋山川だとか旗川のデータの提供等させていただきたいと思いますので、いろいろとご指導していただければ、一緒に取り組んでいくという姿勢でおりますので、よろしくお願いします。

【石川委員】よろしくお願いします。

【沼尾委員】私も事業継続していただければと思っております。いずれにしましても、完成

時に良かった、良かったで終わりではないと思いますので、5年後、10年後、その先も作って良かったと思えるようなものになるよう引き続きご尽力いただければと思います。
【長尾委員長】Web参加の委員から質問・ご意見はございますでしょうか。
　では、石井委員、お願いいたします。
【石井委員】どうもありがとうございます。基本的に良い事業だと思いました。それで、作られた後の管理は足利市がこの施設は管理していくということでよろしいでしょうか。あと、施設だけではなくて、7ページのところで緑色でくくっているところが足利市かわまちづくりの範囲で、この範囲全部を足利市がメンテしていくということでしょうか。そこが分かりにくかったので教えてください。
【事務局（荒井)】管理面については、今、一般的な形でのお話をさせていただきますと、堤防とか河川管理施設に関しては基本的には国が管理します。しかしながら、こういった公園的な利用であったりサイクリング的な利用であったりというところになりますと、排他的・継続的に使用するという形になりますので、一部は足利市さん等が占用という形態を取りまして、簡単に言えば国と足利市さんと一緒になって管理していくという形になります。さらには、さっき石川委員からも言われたように、地域の企業だとか市民の皆様だとか、そういった皆様にもより良いものをずっと引き継いでいけるようにという形で、戦略的維持管理といいますか、みんなが一緒になって、こういった川づくりをしていったものを維持管理していけるようなそういった形の工夫とか取組も考えていきたいと思っているところです。
【長尾委員長】それでは、阪田先生、意見はございますか。ご質問でも。
【阪田委員】私からは質問というより感想という感じになるかなと思うのですけれども、先ほどもご指摘がありましたとおり、CVMという手法で便益を計測しているので、基本的には受益者が認識している便益を計測しているという方法、今回の場合、特に周辺にお住まいの受益者という形になっていますので、当然そこから漏れているような効果だったり影響だったりというところについては、そういうものもあるのだということは認識しながらやらなければいけないというところは当然かなと思います。一方で、B/Cのほうはしっかり基準値 1 を大きく超えるような値も出ていますので、住民に益があるということは踏まえながら、一方でそこから漏れているところで大きな問題が生じるというのは避けなければいけないと思いますので、そこの配慮をしながら進めるということをお願いできればと思っております。
　あと、今回 2 つの事業について受益範囲が重なっているということで世帯を按分しながらということで、少しそういう意味では特殊なというとあれですけれども、一個一個の事業の B/C が正確に出ているかというと、そこは按分のやり方次第というところになってしまうので、そこの難しさというか、分からなさがありますので、各事業のB/Cの値をそれぞれ出していただいているのですけれども、これは恐らく参考値ぐらいの感じで見るのが適切だろうと思いました。ただ、きちんと按分してくださっているようなので、二重計算という

形にはなっていない、そこを回避できているところはすごく良いところですので、合計での全体でのB/Cが重要な結果として今回示していただけたかなと思っています。これはCVMという手法なので、この手法の特性というか、限界というところでこういう処理をせざるを得ないところはあるのかなと理解をしました。

アンケートの細かいどういう質問をしたのかというものも見せていただきましたが、設計の部分、あと分析のされ方も結果が歪まないように丁寧に手を尽くしてやってくださっているというところは理解できましたので、今回の評価結果自体は問題ないと思っております。あと引き続き費用縮減だったりとか、より魅力的な整備、有効活用をさらに促すとか、そういうことを進めていくことで、今回計測した便益をしっかり発現したり、さらにB/Cの値も実際に良かったよという形になったりしていくのかなと思います。

あと、支払意思額はこちらのほうが高いですねといった指摘も先ほどあったと思うのですが、そこも重要な情報として見ておくことは必要だと思いますし、あとは、支払意思額は調査のときのアンケートの中で様々な金額を提示して賛同率を出しているわけですけれども、そちらの賛同率も着目するのが今後の整備の進め方だったりさらなる改善、有効活用を図る際には重要かなと思いました。平均的にこれぐらい賛同していますよという感じの、このぐらいの価値を見いだしていますよというように見えるものもあれば、あまり価値を見いだしていない方と高い価値を見いだしている方で二極化しているというとあれですけれども、そこは分かれているなという感じの事業だったりとか、そこもまた事業の特徴というところかなと思いますので、どういう使われ方が良いのかなとか、どのように周知を図るのが良いのかなとか、その辺り、今後やっていくときに参考にしていただけると良いのではないかなと思いました。

私からは以上です。

【長尾委員長】ご意見ありがとうございました。

事務局から何か回答はございますでしょうか。

【事務局（荒井)】ありがとうございます。CVM の範囲外というか、漏れているところでの問題とかそういったものが生じないようというのはしっかりと対応していきたいと思います。合計でのB/C、費用便益比がしっかりと1.0を上回っている状況を今後も継続してこういう評価が得られるような対応をしっかりと行っていきたいと思います。さらには、その便益比を下げないという考え方では、事業の特徴というのですか、良いところのPRであったり利用者の皆さんにしっかりと利用していただける、愛されるような事業になるようにということをしっかりと価値を見いだしていくような工夫だとか取組を進めていきたいと思います。ありがとうございました。

【阪田委員】ありがとうございます。

【長尾委員長】ほかにご意見はございますでしょうか。

そうすると、皆様の意見をまとめると、アンケートをされた中で、金額だけではなくて、そのアンケートの中身についてもきっちり何らかの意見があるかと思うので、それも抽出

してくださいということと、アンケートに現れない影響も多々あるかと思いますので、その辺もしっかり検討してくださいという意見に集中するかと思います。

ということで、特に強い反対はなかったかと思いますので、渡良瀬川の環境整備に関しましては原案どおり継続ということでよろしいでしょうか。

（「結構です」の声あり）

それでは、この件につきましては継続ということでこの委員会の意見をまとめさせていただきます。

それでは、議事が全て終了しましたので、これ以降の進行を事務局にお返しいたします。

8. 閉会

【事務局（関口）】長尾委員長、議事進行どうもありがとうございました。

なお、清水委員につきましては次のご都合があるということで先に退席いただいております。また、参加いただいた委員の皆様におかれましては、たくさんのご意見・ご質問を頂きまして大変ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして利根川水系渡良瀬川河川整備計画フォローアップ委員会を終了とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

（了）